

(山口秘書課調査官)

それでは、以上の説明を踏まえて意見交換を行いたい。

(柴山書記長)

今ほど、来年度からの地方組織における業務運営と組織再編に伴う地方組織の体制等についてそれぞれ示されたが、戸別所得補償制度の本格実施、6次産業化、食の安全の確立に向け、組織再編を待たずに4月から新たな業務が加わることとなる。

日本農林水産業の再生となるべく新たな農政展開に対し、各級段階の組合員は使命感を持って一丸となって取り組んでいるところであるが、業務が増大する一方で、定員削減は無関係に進行し、業務遂行に対する不安も寄せられている。

そのような中で、業務を円滑に遂行するためには、組織体制の整備、適正な人員配置と併せて、中央、地方の一層の連携強化と労使間の日常的なコミュニケーションが重要である。

本日の内容について、各級段階において早急かつ丁寧に説明し、十分な意思疎通を図り、より良い業務遂行体制、職場を作り上げていただきたい。

なお、予算及び組織・定員の内容は、雇用・労働条件に大きく影響を与えることから、前回の労使間意見交換会を踏まえ、現場段階より意見集約を行ってきた。

その内容を中心に担当より何点か伺い、意見交換させていただく。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

それでは私の方から農政局、農政事務所の組織再編に関して何点か確認するとともに、それに付随する課題について申し上げます。

まず、組織再編に関してである。

組織再編は7月の予定とのことだが、戸別所得補償制度の受付終了、統計業務における実査、産地情報伝達に関する監視業務の開始など、新規業務への対応と併せて既存業務の繁忙な中での再編となる。また、年度途中での組織再編であるため、混乱が生じないように円滑な移行を図ることが重要である。

そのためには、組織再編に向けた関係機関への説明、業務ラインの整備、業務運営、引継、人事異動、庁舎の統合計画、機動力の確保などについて、7月に向けた具体的な工程を早急に示すことが必要と考えるがいかがか。

(今井地方課長)

7月の組織再編に向けた準備を円滑に進めていくためには、今後、組織関係法令の整備を始めとして、各業務の実施体制整備やこれに必要な人事異動、庁舎移転等の行程について、職員に解りやすい形でお示ししていくことが重要と考えている。

昨日、2月8日には農林水産省設置法の一部を改正する法律案を閣議決定し、

政府全体として、来年度の地方組織の再編に向けてスタートを切ったところであり、今後、できるだけ早い段階で、組織再編に向けた具体的な工程をお示ししたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

先程説明もあったが、庁舎の統合計画は出せないのか。これがないと具体的検討ができない。それに付随して色々な課題が出てくるので早急に示してほしいが、いかがか。

(今井地方課長)

現在検討を急いでいるが、職員に示せるようになった段階で早急に示していきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

それに関連して、地域センター化によって大きく拠点集約されることに伴い、通勤困難者や転居を伴う異動が想定されることから、宿舍の確保に万全を期していただきたい。

(今井地方課長)

合同宿舍のほか他省庁宿舍を含め、必要な宿舍が確保できるよう努力していきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

当然県内で、センターが一つになると場合によっては、通勤困難な職員が出てくる。どの程度そういった者が出てくるか検討しているのか。

(今井地方課長)

具体的にどのくらいの人が引っ越しの対象になるか、まだ色々なことを検討しないと判断できない。現場段階でも判断できていない。もう少し具体的に人事等を検討した上で、具体的なことが出てこようかと思う。全体として拠点が集約されることで、一部地域に職員が集中することは、当然今の段階で見えているので、合同宿舍のほか他省庁宿舍を含めて、そういうことがあり得ると今の段階で話をしていきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

併わせて、財務省で行政刷新会議の評価結果を受けて昨年12月8日「国有財産行政におけるPRE戦略」が決定されている。この中身はご承知のとおり、宿舍戸数の削減を検討しているが、今回答の中で、必要な宿舍の確保を努力するとあるがこれとの関連について伺いたい。

(今井地方課長)

政府全体として今後、より具体的に検討していくこととなろうが、我が方では、こういった事情があると話しながら、実際の需要を含めて検討し、お願いしていきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

組織再編に対応して、旅費、庁費、超過勤務手当、庁舎整備等のための予算は十分に確保されているのか。

(今井地方課長)

組織再編に伴う予算関係についてであるが、一般事務処理に必要な旅費については、財務省による統一査定等により5%減額となっているが、減額幅以上の不用が平成21年度に出ていることを踏まえると必要な予算を措置されていると考える。

庁費については、対前年度比88%（北海道農政事務所を含む。）となっているが、これは平成22年度予算において庁舎移転経費を（目）庁費に計上していたものを、平成23年度予算において移転経費を明確に区分するため（目）移転費として別建てに10億797万8千円を計上したことによるものであり、これを含めて必要となる予算を確保しているところである。

また、庁舎整備等に必要な予算についても、概算要求額を満額確保しており、移転に支障がないよう万全を期しているところである。

超過勤務手当についても、前年度とほぼ同額を確保したところである。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

庁舎整備に必要な予算が確保されているということは、23年度の庁舎移転計画案も出来ていると思うが、早めに庁舎移転計画を示していただきたい。

続いて、戸別所得補償制度の出張窓口や管轄区域の広域化に伴い、官用車出張の移動時間が勤務時間外に及ぶことが見込まれる。当該時間が超過勤務の対象となるよう早急に対応いただきたい。

また、早朝、深夜及び長時間の官用車運転の機会も想定されることから、安全対策に万全を期すとともに、前後泊を含めた適切な出張計画となるよう対応いただきたい。

(今井地方課長)

出張における超過勤務手当は、一般職の職員の給与に関する法律の運用方針において、旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことをあらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつその勤務時間につき明確に証明できるものについて支給することとされており、制度上官用車等での移動時間は超過勤務として扱われないこととなっている。

しかしながら、官用車による勤務時間外の移動時間については、職員の自由

を制限することから、超過勤務として扱われるよう秘書課を通じて制度官庁に要望していきたい。

なお、官用車出張における安全対策や出張計画については、職員の皆さんに過度の負担が生じないように対応していきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

次に、定員及び人員配置に関してである。

戸別所得補償業務、米トレサ及び改正食糧法に基づく流通監視業務については、現在、併任や口頭命令によって応援体制の整備が行われているが、相当な業務量となっている。今後、戸別所得補償の本格実施や産地情報伝達に関する監視業務など、業務量の増加が見込まれることに対して現場段階からは限界に近いとの意見が出されている。人員規模については、業務に見合った人員配置となっているのか。

(今井地方課長)

現在、併任や業務命令によって業務の実施体制を構築している戸別所得補償制度や、米トレーサビリティ法及び改正食糧法に基づく米流通監視の業務については、平成23年度の組織再編に合わせ、正式な組織・定員として実施体制を整備することとしている。

その際、戸別所得補償制度については、本格実施段階において想定される加入者数に基づき、推進事務・交付事務等の具体的な事務内容を踏まえて業務量を算定し、これに必要な定員として800名を措置することとしている。

また、米トレーサビリティ法や改正食糧法に基づく米流通監視の業務についても、各地域における対象事業所や調査に要する時間等に基づき業務量を算定し、地方農政局の本局に新たに設置する流通監視課も含め、トータルで890名の定員を措置することとしており、各業務の執行に支障が生ずることのない人員規模となっていると考えている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

総体的な定員は支障がないということだが、現場での定員となるとどうなのかわからない。センター別の個別の業務量と定員が示されないと、ある面では、支障があるかないか検討の余地がないので改めて早急に示していただきたい。

(今井地方課長)

センター別の業務量と定員については、内部で更に精査するが改めて検討した上で対応を相談したい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

そのことが円滑な業務運営につながっていく。しっかりと業務を行っていくには事前に検討が必要である。是非とも早急をお願いしたい。

各地方農政局における部・課ごとの人員規模はどのようになっているのか。

(今井地方課長)

部・課ごとの人員配置については、現在、精査している段階であるため、決まり次第早急にお示ししたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

支所の管轄区域について示すこと。

また、外部対応や業務進行管理、勤務管理、人事評価の観点から、管理職を配置することについて改めて見解をいただきたい。

(今井地方課長)

支所については、地域センターの一部としての確に運営していくこととしている。組織法令に管轄区域を明記することまでは予定していないが、支所の職員が業務を担当する区域については、事務分掌規程(訓令)等において示すことを予定しており、今後、できるだけ早い時期に職員の方々にもお示ししたいと考えている。

また、管轄区域の業務量から見て、支所に配置すべき人員規模が10名を大きく超えるケースなど必要に応じ、支所に地域センター次長等を常駐させることも検討しているところである。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

地域センター次長等を常駐する状況はどのくらい想定しているのか。

(今井地方課長)

現場とも相談していくが、センター次長は、各センター1名としているので、センター、支所での必要な業務がどのくらいあるか、勤務管理、人事評価などを、総合的に検討した上で、必要であれば検討したい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

状況が把握できるよう早急に示していただき、必要なところは改善できるようお願いしたい。

管理職ポストの欠員によって、業務遂行への影響も報告されているが、4月期はどのようになるのか。

(今井地方課長)

管理職ポストの配置の考え方については、組織再編による地域センターの設置に伴い、年度途中に管理職ポストが減少する予定であることから、地方農政事務所の課長クラスを欠員として、当該組織再編時に対応することとしたい。なお、業務運営の遂行に影響が生じないように、事務取扱の発令をするなど、適

切に対応してまいりたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

前回の意見交換会において、地方農政局及び北海道農政事務所は、4月の時点で640人の定員削減と示されたが、具体的な削減の考え方を伺いたい。

(今井地方課長)

地方農政局、北海道農政事務所及び農地事業所の定員削減の考え方については、現行における業務の実施状況、実施体制を踏まえつつ、個々の業務ごとに、定員削減によって残された定員数で対応可能かどうかを検討し、さらには、個々のポストレベルでも、削減することによって業務運営に著しい支障がないか等について検討した上で、4月時点の削減数を決めたものである。

この結果具体的には、地方農政局（農地事業所を除く。）で422人、北海道農政事務所として60人、農地事業所として158人の削減となっている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

新たな農政展開によって新規業務等へ対応する一方で、定員純減期間と同数の定員削減が求められている。

今後も退職者や定員削減による人員の減少が想定されるが、2012年度以降の事務・事業の継続は極めて厳しい状況が見込まれる。

これ以上の定員削減が行われないようにするとともに、退職者数に見合った新規採用を確保いただきたい。

(今井地方課長)

今後の定員削減や新規採用について、政府全体として検討を進めていく際には、当省の地方組織における業務運営や人員配置の実情について、関係省庁にしっかりと説明してまいりたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

いまちょうど定年退職者数が少ない時期だが、数年経つと上昇カーブ。今回要員調整するが、要員調整をやってもやっても新規採用が補充されなければ、組織再編しても今後仕事をどうするか切実な問題となってくる。地方に行くと業務遂行するのに人はどうするのかと多くの意見が出される。新しい建物を作ってもその中に入る人がいないことが当然想定される。今後将来展望をしっかりと示していく必要がある。今日の時点でどう考えているのか見解があればお聞きしたい。

(今井地方課長)

政府全体として、定員や、公務員人件費については、色々な話があり政務レベルで検討が行われているが、私どもとしては、新たな業務がある中で、こう

した定員状況の中で戸別所得補償等新たな業務をしていかなければならないと機会あるごとに説明している。今後もきちんと説明していくことが基本だと考える。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

是非しっかりとした対応をお願いしたい。次に、人事異動の広域化が想定される中で、業務の専門性を考慮した職員配置が必要と考えるがいかがか。

(今井地方課長)

職員の人事異動を検討する際には、職員の適性を踏まえて配置することが当然であり、今後ブロック間異動を企画する場合も、同様の考えに基づいて実施したいと考えている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

昨年10月の人事異動においては、本省等から北海道農政事務所へ数名程度の配置がされたが、4月期における北海道の人員配置をどのように考えているのか。

(今井地方課長)

4月期においては、従来と同様に職員の希望を踏まえて、北海道への人員配置を行っていきたいと考えている。

なお、統計部門については、4月期に戸別所得補償関係業務の遂行に必要な定員が地方農政局から北海道へ7名振替えられることから、可能な範囲でその配置に努めていきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

7月の組織再編に伴う人事異動に向けた希望調書の取扱いについてはどのようなになるのか。

(今井地方課長)

組織再編に伴う7月以降の人事異動については、毎年11月の定例の職務希望等調書とは別に、改めて職員の希望を把握することとしたいと考えている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

7月まであまり期間がないが、具体的にいつ頃を予定しているのか。

(今井地方課長)

今スケジュールを考えている。出来るだけ早くと考えている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

要員調整に向けた人事異動の考え方を早急に示していただきたい。その際に、希望調書に基づき丁寧なヒアリングを行うとともに、本人の理解と納得のもとに進めることが重要と考えるがいかがか。

(今井地方課長)

要員調整に向けた人事異動の考え方については、早急に検討し、お示ししたい。また、その際、職員への説明についても丁寧に対応し、ご本人の理解と納得のもとに進めていくこととしたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

要員調整においては、本省、農政局も一体となった対応が必要と考えるがいかがか。

(今井地方課長)

要員調整については、適切な業務運営を図っていくうえで、まずは、各地方農政局と農政事務所間の人員のアンバランスを解消することが重要であるが、その中で、本省、地方農政局、農政事務所が一体となって取り組んでいくことが必要であると考えている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

結局、配転の結果、ある面では、出来高で対応して結果アンバランスが生じた。配転の時もそうだが、本省、農政局、農政事務所が一体となって要員調整することが必要と考えるのでよろしく願いたい。

次に、主要業務の運営についてである。

先ほどの資料2については、現場意見を集約し改めて要請するので、別途対応いただきたい。

米トレ法の産地情報伝達に関する監視業務、畜産関連事業の新規業務については、それぞれどの程度のボリュームとなるのか。

また、再編後の職員配置が検討中とされている米麦等の輸入納付金業務及び米穀の輸出入に係る届出業務は、職員配置の考え方を早急に明確に示していただきたい。

(梶島総合食料局総務課長)

米トレサ法の産地情報の伝達に関する監視業務については、用途限定米穀の横流れ防止に関する監視業務やJAS法に基づく巡回調査と併せて実施することを想定して米穀流通監視業務全体としては、既にお示ししているように、890名のスタッフが必要となる業務量があるものと考えている。

また、米麦等の輸入納付金業務及び米穀の輸出入に係る届出業務に係る人員

配置の考え方については、地域センターにおいては食糧業務を行わないこととなる一方で、申請者、すなわち国民の皆様方の利便性が大きく損なわれないよう措置する必要もあることから、これらについては、現在関係法令の規程も含めて検討しているところであり、組織再編時に円滑に業務が遂行できるよう早急にお示ししたい。

なお、現場の職員の方の意見等も伺いながら検討を進めたいと考えており、近く現場の意見等を伺うための準備を進めているところである。

(小倉生産局草地整備推進室長)

畜産関連事業の新規業務の1センター当たりの平均申請件数は、地域の協議会などでまとめて手続きを行う事業もありますが、酪農環境負荷軽減支援事業について約220件、国産飼料関係事業については約60件と見込まれる。なお、地方農政事務所や地域センターは窓口業務であるため、提出された申請書類等の確認や農政局本局への送付が主となっている。

また、地方農政局畜産課及び北海道農政事務所農政推進課で担当する家畜改良対策事業については、1局当たりの平均申請数は60件程度と見込まれる。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

先ほどの輸入納付金業務は、検討ということだが4月から6月と同じ考え方でいいのか。

(梶島総合食料局総務課長)

基本、国民の皆様方の利便性を第一に考えるべき立場であるので、そういう方向でできればやりたい。現場の皆様方の考えもそういう考えだと思う。もし違う意見があれば教えていただきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

そういう意見はない。

(梶島総合食料局総務課長)

関係法令との調整もあるので、きちんと詰めていきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

戸別所得補償制度の本格実施において、農政事務所・農政局における臨時雇用など、必要な要員の確保についてどのように考えているのか。

(豊田経営局総務課長)

戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、800名の体制で対応することとしている。また、臨時雇用に要する経費についても、平成23年度の戸別所得補償制度推進事業において約12億円を措置したところであり、非常勤職員を1年

間雇用（平均25万円／月）するとした場合、400人程度が確保できるものと考えている。4月以降の各農政事務所の業務量等を見ながら非常勤職員を適切に配置してまいりたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

雇用の時期は4月から対応できるのか。

（豊田経営局総務課長）

予算の成立後、対応する。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

6次産業化について、本年度は現場段階への予算配分が少なく、業務の推進に支障が生じているとの意見が出されている。来年度予算において必要額が配分されるよう対応いただきたい。

（梶島総合食料局総務課長）

平成23年度の地方農政局等への事務費の配分に当たっては、厳しい財政状況の下、事務費の総額には限度があるが、その中にあっても地方の実態を踏まえた必要額の配分が行えるよう努めて参りたい。

なお、本年度については、1月7日にこの意見交換会があり、そこでも言及があったと思うが、その意見交換会終了後直ちに状況を確認したところ、6次産業化の推進の事務費であるが、農山漁村の6次産業化の推進のため、地方農政局等及び地方農政事務所に対し、12月3日及び1月6日に約1,203万円を追加配分しているところである。その際、庁費、委員等旅費、謝金については満額要望どおり配分されている。

また、旅費については、一部農政局等からの要望で実施の可能性に無理があるのではないかとと思われるものが含まれており、再度精査していただいた結果、ほぼ満額を配分できたものと考えている。その後の状況の変化も当然考えられ、地方の方々が困らないように、その後の状況の変化も踏まえた要望調査を現在しているところである。取りまとめ次第3月頭には、要望があれば配分したいと考えている。先ほど柴山書記長から1月7日の意見交換会後の現場からの要望との話もあったが、追加配分した時期が1月なので一定のずれがあるかと思うが、現場が動けるように本省の予算を切り詰めても配分する方針で対応している。現場の方々の周知もお願いしたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

統計業務について、新たに戸別所得補償制度の実施に必要な統計データを整備する、統計指導員の業務内容に調査員に係る各種申請書類の審査・受け渡しを追加するとあるが、どの程度のものか。

(徳田統計部管理課長)

これまで戸別所得補償制度について地域別でも議論に耐えられるよう標本数を拡充している。これに対応して、人員についても来年度他部門の合理化により措置して対応することとしている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

次に、業務運営全般についてである。

現在、業務区分にとられることなく、併任や兼任によって応援体制が構築されているが、組織再編後は、農政推進グループと消費・安全グループ間の相互応援は可能なのか。

また、地域センターにおけるスタッフ制の運用の考え方について伺いたい。

(今井地方課長)

地域センターに再編された段階では、センター内は「農政推進グループ」と「消費・安全グループ」の2グループ制とし、グループ内の職員は全てスタッフ化することとしているが、各業務区分ごとに固有の官職名を付した専門職を配置し、担当業務を一定程度明確化することとしている。

こうしたスタッフの配置に当たっては、それぞれの業務区分に対応した専門職ごとに、管轄区域内において想定される業務量を踏まえて適正な人数を配置することとしているが、戸別所得補償制度の本格実施など極めて多数の交付申請等を短い期限内で処理しなければならないケースや、食品安全に係る事件・事故の発生等のケースも想定されるため、グループ内の応援では対応できない場合には農政推進グループと消費・安全グループの間での相互応援も必要と考えている。

こうした相互応援については、地域センター長が各グループの業務状況をきめ細かに把握した上で、地域センター長の判断の下での的確に行っていく考えである。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

平成23年度当初の現在員見込はどのようになるのか。

仮に、人員が減少する場合、業務は増加している中で、支障なく業務運営を行うことはできるのか。

(今井地方課長)

平成23年度当初の現在員見込みについては、現在、精査している段階であるため、決まり次第早急にお示ししたい。

なお、7月の組織再編後の人員配置は、管轄区域内において、想定される業務量を踏まえて適正な人員を配置することとしており、既存業務の効率化等を図りながら、極力、業務に支障が生ずることのないように対応していくこととしている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

本省、農政局、農政事務所の連携が図られず、現場業務に影響が生じているとの意見が出されている。指揮命令系統を明確にするとともに、相互連携を十分に図り、一体的に業務遂行が出来るよう対応いただきたい。

(今井地方課長)

現場業務に支障が生じないように、各施策の実行にあたっては、本省、農政局、農政事務所の指揮命令系統を明確にするとともに、相互連携を十分に図るよう留意する。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

農政事務所長が各部門の職員の業務実態を把握した上で、業務計画を策定してきたが、業務計画を策定することが目的化しており、その後の工程管理が出来ていないとの意見が出されている。

4月以降も現行体制が続くことから、当局責任において的確な工程管理が行われるよう徹底していただきたい。

(今井地方課長)

策定した業務計画が、職員の皆さんの業務実態を十分踏まえた実効性のあるものとなるよう留意するとともに、7月の新体制への移行が円滑に行われるよう的確な工程管理を実施するよう指導していきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

この間、職員の意見を真摯に受け止め、風通しの良い組織を確立するとの当局見解が示されてきたが、現場段階からは、上意下達の業務運営が一層進展しているとの意見が寄せられている。業務運営を円滑に行うため、職員の意見にしっかりと傾注し、日常的にコミュニケーションを図っていただきたい。

(今井地方課長)

各業務の必要性やスケジュール等について、指示する側と指示される側とが相互に確認し、円滑に実行していくことができるよう、業務に関する日常的なコミュニケーションの形成を図り、職員の皆さんの問題意識を把握するよう指導していきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

組織再編に伴い、要領の改正やシステムのプログラム更新など様々な対応が想定されるが、業務に支障をきたすことがないように対応に万全を期していただきたい。

(今井地方課長)

要領の改正やシステムのプログラム更新などについて、関係部局と調整しつつ、計画性をもって推進し、業務に支障や混乱が生じないように万全を期する。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

組織再編に伴う庁舎統合が行えず、分庁舎となった場合、どのような業務運営となるのか。

(今井地方課長)

今回の組織再編に伴い、入居予定の合同庁舎等のスペースが不足するもの、新たに入居する庁舎に統計業務に要する調整室が確保できないもの、入居予定の合同庁舎の完成を待って移転を行うことが適当なものなどがあり、7月の新組織発足時に複数の庁舎を使用せざるを得ない官署がある。こうした官署については、基本的には同一市町村内の庁舎を使用することにより、複数になった場合でも業務に支障が出ないように配慮していく方向で検討していく。また、職員配置等についても、庁舎の状況や業務の内容等を十分に考慮し業務運営に支障が出ないように配慮したいと考えているところである。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

今あったように、7月の新組織発足時に、複数の庁舎を使用せざるを得ない官署があるということ。やはり庁舎の統合計画を早く示していただき検討していかないと円滑な業務運営に支障をきたすので是非ともお願いしたい。

次に、既存業務の効率化についてである。

新たな農政展開に伴う業務が増加している一方で、既存業務のスクラップは進展せず、現場対応は限界にきている。効率化策について節目ごとに提示されているが、効果的なものとなっているのか現場実態を十分に検証し、より一層具体的な対策を講じていただきたい。

(今井地方課長)

新規業務の内容や業務量を踏まえ、既存業務の効率化が効果的なものとなっているかについての各々の現場の状況などを勘案しつつ、引き続き現場における業務が円滑に行われるよう努めていきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

「米麦の売買・管理業務」「米の需給調整等」については、効率化策が提示されるに至っていないことから、早急に効率化の具体策を示していただきたい。

(梶島総合食料局総務課長)

配付資料7にお示したように、「米麦の売買・管理業務」については、昨年10月に米穀の販売、保管、運送等の一連の業務については、包括的に民間委

託し、また、麦の売買については、即時販売方式に移行し、大幅に業務の見直しを行い、既に大幅な効率化をはかったところ。

「米の需給調整等」のうち農産物検査業務については、平成23年産の検査標準品を各局内共通かつ複数年使用、登録検査機関1セット配布とし、程度統一会は指導的農産物検査員を対象に各県年2回とし、大幅に業務の見直しを行い、この点についても既に大幅な効率化をはかったところ。

今後の業務の見直しについては、平成22年度における見直しによる業務運営の状況を踏まえ、必要があれば、検討することとしている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

農産物検査に関する基本要領の改正により、国内産農産物の銘柄設定は地方農政事務所長から地方農政局に移管されているが、申請手続マニュアルが改正されていないため、旧マニュアルに準じた形で意見聴取会が開催され、現場担当者が議事録の作成等を行うなど負担が大きかったとの意見が出されている。

また、農政事務所は受付・取次など補助業務とされているが、補助業務の範囲が明確に示されていないため、担当者1名となった現状に現場段階は混乱している。実施体制について改めて徹底いただきたい。

(梶島総合食料局総務課長)

農産物検査業務の運営については、昨年10月から大幅に簡素化したところ。それに基づきマニュアルの見直しを現在行っているところであるが、改正されるまでの間の諸手続きについては、昨年11月1日付け事務連絡により農政局が主体となって行うようお知らせしているところ。

具体的には、標準品の作製・配布、登録検査機関に対する技術指導等、これまで各農政事務所が行ってきた業務の大半を農政局が行うこととなり、業務量は相当縮減すること等について、昨年3月の全国査定会、4月から6月にかけての各地の地方査定会、8月の研修会、20名参加している。11月1日事務連絡したところであるが、9月の全国農政事務所長会議等において、その内容を説明するとともに、地方の実態に応じ、農政局と農政事務所の役割分担を調整して対応していただくよう、11月1日付けの事務連絡に加えて累次説明してきたところである。

意見聴取会における議事録作成業務も補助的業務と考えられるが、昨年においては、マスコミにも大きく報道され皆様も御存知のとおり、22年産米は過去にない猛暑から高温障害などによる著しい品質低下が生じ、きめ細かな検査状況等の把握が必要となったことなどから、各農政局の事情に応じて業務の一部を農政事務所と分担して対応されたものと思料するところである。先程説明した会議等における説明や11月1日付けの事務連絡により示しているところであるが、ご案内の議事録作成業務は明らかに補助的業務と考え、当然に地方農政事務所で対応する整理と考えているが、なお、現場で混乱している等具体的事例を教えていただければ、対応に努めたいと考えている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

統計業務について、オンライン調査の導入拡大など、更なるアウトソーシングを図るとしているが、郵送調査や調査員調査においても、職員調査と同様に正確性が求められ、審査や本省からの問い合わせ対応など、負担が非常に大きくなっている。アウトソーシングの推進は理解するが、真の効率化になるよう対応いただきたい。

(徳田統計部管理課長)

統計業務については、アウトソーシングを進めてきたものの、正確な統計を作成・提供するための職員の負担が増大し、当初想定していた効率化に繋がっていないとの御意見もあることは、十分認識しているところである。

今後とも、審査業務等の負担軽減と調査精度の確保を図るため、調査客体の状況に応じたオンライン調査の導入や、統計指導員の活用による調査員管理事務の軽減、調査票の記入例や記入注意の改善・充実による調査客体の誤記入・記入漏れの防止、関係団体への協力要請の推進などにより、効率化に努めてまいりたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

統計業務について、統計指導員の業務内容の拡充による効率化が示されているが、事業仕分け第2弾において「廃止」とされた登録調査員等講習会委託事業は、今後の調査の在り方について本年度中に検討・結論を得ることとされている。検討状況について伺いたい。

(徳田統計部管理課長)

登録調査員等講習会委託事業については、事業仕分けの結果を踏まえ本事業としては廃止し、23年度以降は、地方農政局等を活用する方向に転換することとしている。

具体的には、講習会の対象を新規登録者と面積調査に従事する者に限定し、講習会開催回数を縮減するとともに、講習会の講師を地方農政局の職員（平成22年度に新設された統計指導官）が中心となって担当し、運營業務については農林水産統計指導員が担当することとしている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

最後に、国営事業所関係の定員の見直しと農業農村整備事業に関する課題について申し上げます。

施設の長寿命化に対応するための本年度の業務体制の整備について説明があったところだが、現場からは将来展望が示されないことに不安が出されている。長期的な視点に立った国営土地改良事業の在り方とそれに見合った人員配置の考え方について示していただきたい。

(枝元農村振興局総務課長)

農業基盤整備の今後の方向性としては、これまでの土地改良施設の全面改築・更新から、監視、補修・補強への長寿命化に大きく転換し、全国に賦存する農業水利施設の機能を適切に維持保全していく。このため、実施体制についても、国営事業の実施の都度、現地に建設事業所を設置する体制から、全国に賦存する基幹的農業水利施設のストックに対し、ブロック全域をカバーし、施設機能診断から機能保全対策までを一貫して実施する体制に転換することとした。今後も、建設事業所の廃止等の状況をみつつ、長寿命化対策を適切に実施できる人員配置を検討していく。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

定員、人事異動に関連して3点申し上げる

1点目であるが、国営事業所では、限られた予算の中での事業対応や地元との調整が必要であり、現場の業務量の増加が危惧される。このような中で、調査管理事務所等に人員を異動することにより、事務・事業の執行に支障は生じないのか。また、定員削減数の158はどのように対応するのか。

2点目であるが、長寿命化に大きく転換することに伴う業務体制と定員の大幅な見直しを行うため、23年度は、国営事業所から227名が調査管理事務所等へ、10名が地域センターへと、大幅な人員を異動する予定となっているが、ブロックを超える人事異動は生じないのか。

なお、人事異動にあたっては、本人の理解と納得のもと、丁寧に対応いただきたい。

また、来年度以降も国営事業所から調査管理事務所等への大幅な人員の異動を考えているのか。

3点目であるが、調査管理事務所等への人員の異動にあたり、国営事業所のどのポストが対象となるのか。

(枝元農村振興局総務課長)

土地改良調査管理事務所及び土地改良技術事務所以外の国営事業所は、事業実施期間に限って設置される時限官署であり、従来から、事業の進捗に伴う人員の調整を行いながら、職員を機動的に配置することとしている。そのような中、本年4月における土地改良調査管理事務所等への人事異動は、廃止事業所及び事業費予算の規模に合わせた人員調整を行う事業所から人員を異動させることとしており、事務・事業の執行に影響は及ぼさないと考えている。定員削減についても、これを受けて人事異動を強いる予定はなく、職員の皆様に直接影響を及ぼすことはないと考えている。

また、事業所と調査管理事務所等との間の人事異動についてはこれまでも行われてきたところであり、ブロックを超えた人事異動の取扱いは従来と変わる

ところはない。その際、職員の職務等希望を確認しつつ、適材適所で人事異動をしてまいりたい。

なお、長寿命化対策への転換に伴う業務体制については、引き続き業務の執行状況を見つつ組織体制の検討を行っていききたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

今申し上げた意見等は全国的に多く出されているので、現場の意見を十分に聞いて対応いただきたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

長寿命化対策に伴う人員の移動にあたっては、専門的な知識が必要なことから、対策に対応できる人員の育成、研修等が重要と考えるがいかがか。その上で、23年度の人員の異動にあたっては、農業土木の職員が配置されるのか伺いたい。

(枝元農村振興局総務課長)

土地改良調査管理事務所等の業務体制の整備に伴う配置職員は、事務系職員も一部含まれるが、そのほとんどが専門的な技術・知識を有する農業土木職員である。これら職員は、当然専門的技術・知識を有しているが、長寿命化対策に係る新たな技術・知識も必要であることから、土地改良技術事務所において必要な研修の更なる充実を図ってまいりたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

調査管理事務所等への人員の異動にあたり、宿舍費など必要な経費や宿舍は確保されているのか。

(枝元農村振興局総務課長)

宿舍については、年度当初からの使用に支障がないよう確保することとしている。

宿舍費を始め事業予算の細分は、翌年度予算成立後に支出負担行為の実施計画として農林水産大臣から財務大臣あて協議を行い承認を得ることとなるが、所要額を的確に把握し予算額の確保に努めてまいりたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

調査管理事務所管内は広域であり、補修補強の工事監督は片道数時間かけての対応も想定されることから、泊付きの日額出張、簡易な立会いなどの現場技術業務等の外注について検討するとともに、十分な予算を確保いただきたい。併せて、業務に必要な官用車やレンタカー等の機動力を確保いただきたい。

(枝元農村振興局総務課長)

平成22年度の予算の大幅削減を受けこれまで民間技術者等を活用した現場技術業務をとりやめ、職員自らが実施しなければならないなど厳しい状況ではある。一方で、工事監督をはじめとする諸手続の合理化等にも取り組みつつ、各調査管理事務所からの要望に基づき業務に必要な官用車や車両の借り上げにかかる予算など必要な予算を確保することとしている。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

23年度の農業農村整備事業費は十分な復元に至っていない。公共事業に対する批判が多い現在の社会情勢からすると、予算の復活は厳しいものと見込まれるが、所要の予算が確保できなければ、事業の工期延伸による影響、今後の実施計画への影響が懸念されることから、必要な予算の確保に引き続き努めていただきたい。

また、予算の確保は重要なものの、本年度のような予算割当て(予備費・補正予算)は、地元調整・発注業務に相当な負担を強いられる事態となっていることから、当初予算の確保に努めていただきたい。

(枝元農村振興局総務課長)

農地や農業用水等を確保する農業生産基盤は、我が国の農業生産力を支える重要なインフラである。しかしながら、農業水利施設の老朽化が急速に進行し、資産額で国営造成施設の4分の1が早期に改修が必要な状況にあるとともに、区画整備済み水田の3分の1が未だに排水不良田であるなどの課題が存在している。

これらの課題に対応するため、老朽化施設の全面改築から長寿命化対策への転換を進めるとともに、自給率と生産性の向上に直結する農地整備などに重点化し、今後とも必要な予算の確保に努めていく考えである。

(柴山書記長)

2006年に閣議決定された定員純減計画は、この年度末で終わることとなる。この間、当該者のみならず全組合員の苦渋の困難の中で、配置転換に対応してきた。

しかし、来年度は、その定員純減期間と同様の定員削減が求められ、職場には不安と限界感が漂っている。

そのような中で、先日開催した中央委員会においては、職員との意思疎通がない、説明責任が果たされてないとする一方で、一方的な業務指示やパワハラとも受け止められる対応など、当局の業務運営に対する不信感と閉塞感が各地から報告された。

冒頭も申し上げたが、各段階の業務遂行にあたっては、当該所属職員との十分な意思疎通を十分に図り、一体感をもって対応することが重要である。

そのためにも、各地域の課題について、現段階において労使間で十分に意見

交換を行うことが重要であり、昨年同様に「意見聴取会」の開催が必要と考える。また、課題、問題の多くは現場で発生するので、農政事務所（分会）段階での意見聴取の機会も必要と考えるが、当局としてどのように考えるか。

（今城秘書課長）

今書記長からあったとおり、23年度の定員削減は、配転期間と同様の数字となり厳しい現実となり、その中で今おっしゃったような意見が現場で出ていることで、労使という以前の問題で仕事としてきちんと進めていくには意思疎通が図られることは当然の話であるので、そこはきちんと内部で徹底していきたい。また、提案のあった現段階での十分な労使間の意見交換であるが、7月に組織再編が控える中で、戸別所得補償対策などの業務を切れ目なく実施する体制を構築すること、国民に迷惑をかけないように対応することは、農政の円滑な推進の観点から極めて重要な課題であり、現場の職員の意見をお聴きすることの必要性については認識している。

今後の中央段階の意見交換の中で、昨年開催したような本省からの依頼に基づき地方農政局及び北海道農政事務所のブロック段階において行う「意見聴取会」の開催の必要性について検討していくこととしたい。

また、地方農政事務所の段階では、意見交換会の結果や工程管理に関する職員への説明の機会や日常のコミュニケーションを通じて、職務の一環として職員の意見を聴いてまいりたい。いずれにしても意見聴取会については、21年に策定された新たな労使関係に関する基本方針の枠組みの中で対応していくべきと考えている。昨年実施したやり方で今回やっていくことについてその必要性について検討したい。

（柴山書記長）

今秘書課長からもあったように、去年もブロック段階で意見聴取会を実施したが、現状では職場段階で多くの課題が存在していることから、あえて分会・職場段階での意見聴取会の必要性を申し上げた。

現行の職場実態は、昨年設置法改正案の廃案を受け、暫定的な組織での業務運営とならざるを得ず、それぞれの現場において、職員はもとより管理職の皆さんも苦勞している状況である。しかし、そのことが様々な課題や問題を表面化させており、深刻といえる課題が先ほど申し上げたパワハラ問題、ラインや労使間の信頼関係の喪失である。パワハラ問題は、先日の中央委員会以降、実態を調査をしているので、整理でき次第秘書課長にお話しし、課題解消に向け要請させていただくが、報告されている状況では、日常の業務運営が一方的かつ強制的で、コミュニケーションが全く図られていない状況が多く職場にあるという現実である。

とりわけ、農政事務所職域では、近年、食糧職域での食糧部門と消・安部門の分離、統計職域での統計部門と情報部門の分離、その後の食糧と統計の統合。また、直近の4年間にわたる定員純減・配置転換、加えて、先ほど副委員長が

らもあったように、新規採用が全く行われぬなど、めまぐるしい職場環境の変化により、職場や職員のモチベーションが大きく低下してきているのは事実である。しかし、このような中であっても、今年には新たな農政の本格的展開に向け、本省、局、地方出先機関の大改正というドラスティックな改革に向き合い、職員一人ひとりがモチベーションを高めて新たな事務・事業に取り組んでいかなければならないと認識している。

これらを考えると、定員純減・配置転換に向き合うときも労使がしっかり話し合いを進めてきたように、今回の組織再編に対しても、良い職場をつくり、良い仕事を進め、国民の皆さんに信頼される組織とするためにも、農政の展開の最前線である現場・分会段階での意見交換・意見聴取会が必要と考えている。

一 昨年の労使による確認もあるが、今この重要な時期にだからこそブロック段階はもとより、コミュニケーション不足が指摘される第一線の職場・分会段階で、農政事務所長と分会による意見交換が行われるよう検討願いたい。

分会段階においても、今後の組織運営や業務運営を行うにあたっての一方の当事者としての責任と自覚を有するとともに、地域や職場の実態や課題を何より熟知していることから、是非ともそのような機会をつくっていただくよう強く要請する。

(今城秘書課長)

今書記長から現場の実態に即した話をいただき、私どもも今後業務を運営していく大局的観点に立ってやっていかないといけない、これはお互い共通の認識である。

意見聴取会については、現場現場も大切だが、どういう形でやっていくか、繰り返しになるが、2年前に議論した際、労働組合対当局というより、上司と職員のコミュニケーションがもっとも大切であると確か話した記憶がある。そういったことも踏まえ、意見聴取会については、現段階では、昨年整理したとおりの考え方、すなわち、先程申し上げた形での開催ということで検討してまいりたい。いずれにしても、今いただいた話は非常に重要であると思うので、私ども各部署多岐にわたっているが対応を真摯に考えたい。

4月、7月を踏まえ、コミュニケーションは密にしていきたい。

(柴山書記長)

前向きにお願いしたい。私も、この1年間いろいろな場所に行ったりして、皆さんは不安だけど、なにかあったら困ると、今自分たちがやらないと組織が倒れるという認識の下苦勞して本当に頑張っている。パワー・ハラスメントがないよう、行き違いないよういい関係が作りたいという思いで申し上げた。

(今城秘書課長)

そういう行き違いをなくすことは大事である。

(山口秘書課調査官)

それでは、以上を持って第10回の労使間意見交換会を終了する。

－以 上－